

新		旧		備考
貿易一般保険（個別） 手続細則		貿易一般保険（個別） 手続細則		
平成13年4月1日 01-制度-00021 沿革 (略) <u>平成24年3月16日 一部改正</u>		平成13年4月1日 01-制度-00021 沿革 (略)		
第1条～第29条 (略)		第1条～第29条 (略)		
附 則 (略) <u>この改正は、平成24年4月1日から実施する。</u>		附 則 (略)		
別表1～別表3 (略)		別表1～別表3 (略)		
別表4（第18条第1項第1号関係） 約款第3条第1号のてん補危険の場合の提出書類		別表4（第18条第1項第1号関係） 約款第3条第1号のてん補危険の場合の提出書類		
提出書類	備考	提出書類	備考	
1. ～4. (略)		1. ～4. (略)		
5. 保険事故を確認できる書類	(1) 損失額の算出根拠等 ①供給契約を証する書類 ②既支出費用を証する書類（製造原価計算書、ライセンス契約料等） (2) 貨物の処分・保全に要した費用等 ①貨物の処分を証する書類（廃棄証明書等） ②貨物の処分のために要した費用を証する書類 ③貨物を船積国以外の国に転売した場	5. 保険事故を確認でき書類	(1) 損失額の算出根拠等 ①供給契約を証する書類 ②既支出費用を証する書類（製造原価計算書、ライセンス契約料等） (2) 貨物の処分・保全に要した費用等 ①貨物の処分を証する書類（廃棄証明書等） ②貨物の処分のために要した費用を証する書類 ③貨物を船積国以外の国に転売した場	

	<p>合は以下の書類</p> <p>(イ) 当該貨物の船積を証する書類 (船荷証券、インボイス)</p> <p>(ロ) 転売に係る輸出契約書等</p> <p>(ハ) 倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合には当該加工費用等</p> <p>④在庫証明書、入出庫証明書</p>		<p>合は以下の書類</p> <p>(イ) 当該貨物の船積を証する書類 (船荷証券、インボイス)</p> <p>(ロ) 転売に係る輸出契約書等</p> <p>(ハ) 倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合には当該加工費用等</p> <p>④在庫証明書、入出庫証明書 <u>(ただし、請求する保険金の額が300万円以下の場合、当該証明書は不要)</u></p>	
6. ～ 9. (略)		6. ～ 9. (略)		
10. 保険証券、又は保険契台帳	<p><u>(1)</u> 保険金受取人が被保険者である場合には、保険証券又は保険契約台帳の写し</p> <p><u>(2)</u> 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券又は保険契約台帳の原本</p> <p><u>(3)</u> 上記(1)、(2)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の写し</p>	10. 保険証券、又は保険契台帳	<p><u>(1)</u> 請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</p> <p><u>(2)</u> 請求する保険金の額が300万円超の場合は、次のとおり</p> <p>①保険金受取人が被保険者である場合には、保険証券又は保険契約台帳の写し</p> <p>②質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券又は保険契約台帳の原本</p> <p>③上記①、②において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の写し</p>	
11. ～12. (略)		11. ～12. (略)		
<p>注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。</p> <p>別表5（第18条第1項第2号関係） 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合の提出書類</p>		<p>注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。</p> <p>別表5（第18条第1項第2号関係） 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合の提出書類</p>		
提出書類	備考	提出書類	備考	

<p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 未決済及び当該未決済額を確認できる書類</p>	<p>(1) 手形及び I L C 決済等の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間の SWIFT 電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類）</p> <p>(2) 支払人からの債務確認書（可能な限り取得のこと。）</p>	<p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 未決済及び当該未決済額を確認できる書類</p>	<p>(1) 手形及び I L C 決済等の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間の SWIFT 電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類）</p> <p>(2) 支払人からの債務確認書（可能な限り取得のこと。）</p> <p><u>※上記(1)、(2)は、請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u></p>	
<p>5. 保険事故を確認できる書類</p>	<p>(1) 非常危険の場合</p> <p>①ローカルデポジットの証明書の写し</p> <p>②外貨割当申請書の写し</p> <p>③規制及び措置に関する法令等</p> <p>④その他日本貿易保険が特に認める書類</p> <p>(2) 信用危険の場合</p> <p>①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類</p> <p>②3ヶ月以上の債務の履行遅滞については、保険事故に係わる事実関係（不払いの理由、支払人等の現状）、支払人への督促状況を確認できる書類（支払人の財務状況の確認資料として、直近のアンニアルレポート、信用調査機関の報告書等を可能な限り入手・提出のこと。）</p>	<p>5. 保険事故を確認できる書類</p>	<p>(1) 非常危険の場合</p> <p>①ローカルデポジットの証明書の写し</p> <p>②外貨割当申請書の写し</p> <p>③規制及び措置に関する法令等</p> <p>④その他日本貿易保険が特に認める書類</p> <p>(2) 信用危険の場合</p> <p>①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類</p> <p>②3ヶ月以上の債務の履行遅滞については、保険事故に係わる事実関係（不払いの理由、支払人等の現状）、支払人への督促状況を確認できる書類（支払人の財務状況の確認資料として、直近のアンニアルレポート、信用調査機関の報告書等を可能な限り入手・提出のこと。）</p> <p><u>※上記(2) ①～②は、請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u></p>	
<p>6. ～ 8. (略)</p>		<p>6. ～ 8. (略)</p>		

<p>9. 保険証券、又は保険契約台帳</p>	<p>(1) 保険金受取人が被保険者である場合には、保険証券又は保険契約台帳の写し (2) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券又は保険契約台帳の原本 (3) 上記(1)、(2)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の写し</p>	<p>9. 保険証券、又は保険契約台帳</p>	<p>(1) <u>請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u> (2) <u>請求する保険金の額が300万円超の場合にあつては、次のとおり</u> ① 保険金受取人が被保険者である場合には、保険証券又は保険契約台帳の写し ② 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券又は保険契約台帳の原本 ③ 上記①、②において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の写し</p>	
<p>10. 一部入金がある場合の入金額を確認できる書類</p>	<p>銀行が発行する入金の確認可能な書類等</p>	<p>10. 一部入金がある場合の入金額を確認できる書類</p>	<p>銀行が発行する入金の確認可能な書類等 ※<u>請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u></p>	
<p>11. 決済金額及び決済期限が確定していることを確認できる書類の写し</p>	<p>中長期案件の場合、貿易一般保険約款に基づく「決済金額及び決済期限等確定の通知」の写し</p>	<p>11. 決済金額及び決済期限が確定していることを確認できる書類の写し</p>	<p>中長期案件の場合、貿易一般保険約款に基づく「決済金額及び決済期限等確定の通知」の写し ※<u>請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u></p>	
<p>12. 為替換算率証明書</p>	<p>外貨建契約及び損失防止費用の算定・確認のため(一部日本貿易保険で確認できる為替換算率があるため、事前確認のこと。)</p>	<p>12. 為替換算率証明書</p>	<p>外貨建契約及び損失防止費用の算定・確認のため(一部日本貿易保険で確認できる為替換算率があるため、事前確認のこと。) ※<u>請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u></p>	
<p>13. 支払保証付き案件の場合、</p>	<p>I L C、L / G など支払保証付き案件についてその写し</p>	<p>13. 支払保証付き案件の場合、</p>	<p>I L C、L / G など支払保証付き案件についてその写し</p>	

保証状の写し		保証状の写し	<u>※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u>	
14. (略)		14. (略)		
15. 輸出承認・許可証又は支払等許可書の写し	政府の輸出承認・許可又は支払等許可を必要とする契約の場合、その写し	15. 輸出承認・許可証又は支払等許可書の写し	政府の輸出承認・許可又は支払等許可を必要とする契約の場合、その写し <u>※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u>	
16. ～20. (略)		16. ～20. (略)		
注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。		注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。		
別表6 (略)		別表6 (略)		